
新かすがいっ子未来プランⅡ《仮称》

(令和 2 年度～令和 6 年度)

【素案】

- 当資料はプランの素案であり、全体の構成、考え方等を中心にご確認及びご意見をいただければと思います。
- 次回協議会において、文章や数量を精査したものを、あらためて中間案としてお示ししたいと考えています。
- 当資料に掲載した内容については、今後、変更となる場合がございますので、取り扱いにご配慮いただきますようお願いいたします。なお、変更があった場合には、変更内容をお伝えしてまいります。

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
第2章 子どもと子育ての現状と課題.....	4
1 数値でみる子ども・子育ての現状.....	4
2 子ども・子育てに関する市民の声.....	11
3 現状から見えてくる課題.....	19
第3章 基本理念と施策の体系.....	21
1 基本理念.....	21
2 基本目標と基本的視点.....	22
3 重点取組み.....	23
4 施策の体系.....	27
5 各施策の推進.....	29
第4章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保策.....	48
1 教育・保育提供区域.....	48
2 需要量の見込みと確保策.....	50
第5章 計画の推進体制.....	63
1 計画の周知.....	63
2 関係機関等との連携・協働.....	63
3 計画の実施状況の点検・評価.....	63
4 計画の取組み姿勢.....	67

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成17年4月に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援対策行動計画（前期計画）を、平成21年には「新かすがいユースプラン」（平成16年3月策定）を融合した次世代育成支援対策行動計画（後期）「かすがいっ子未来プラン」を策定し、子どもや子育てに関する様々な施策を積極的に推進してきました。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が開始され、地域の実情に応じた「子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められるなか、平成27年3月に基本理念「子はかすがい、子育てはかすがい ～子どもは未来の宝、子どもも親もいきいきと暮らすまち」を掲げ、「新かすがいっ子未来プラン」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に応じた提供体制の確保に努めてきたほか、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

また、平成28年3月に「子はかすがい、子育ては春日井」宣言を行い、子育て世代を始めとするすべての世代の「暮らしやすさ」の向上を図る取組みを開始しました。

その後、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、待機児童の解消や女性の就業率の向上（M字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への「寄り添う支援」の普及促進といった方向性が打ち出されています。

社会情勢の変化にともない、子育て支援に対するニーズが変化するなか、新たに発生する課題に対応するとともに、子育て支援をさらに充実する施策を示す「新かすがいっ子未来プランII《仮称》」を策定します。

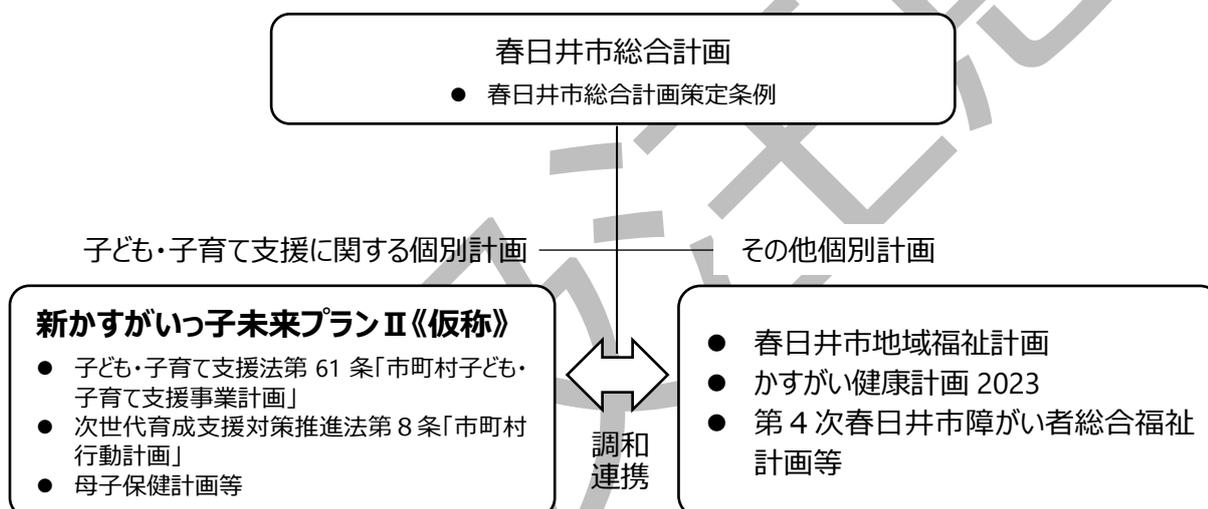
2 計画の性格・位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置付け、市町村子ども・子育て支援事業計画は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定します。

また、この計画は国の「健やか親子 2 1」の趣旨を踏まえた母子保健計画を包含します。

なお、この計画は「第六次春日井市総合計画」（平成 30 年 2 月策定）を上位計画とし、地域の福祉に関して共通して取り組むべき事項を定める基盤となる計画である「第 4 次春日井市地域福祉計画」（令和 2 年 3 月策定予定）や、「かすがい健康計画 2023（平成 31 年 3 月策定）」、「第 4 次春日井市障がい者総合福祉計画（平成 30 年 3 月策定）」等の保健福祉分野における関連計画における施策との調和・連携を図りながら推進します。

上位・関連計画との関係



3 計画の期間

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、第2期子ども・子育て支援事業計画（本計画の第4章）については、計画期間の中間年度を目安として、支給認定の変動や情勢の変化を考慮し、必要に応じた見直しを行います。

計画期間

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第1期計画									
		中間 見直し		改定	第2期計画（本計画）				
							中間 見直し		改定

4 計画の対象

本計画は、春日井市のすべての子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政など子どもと関わるすべての個人及び団体を対象とします。なお、子どもの対象年齢は、児童福祉法に定める乳幼児期から概ね18歳未満とします。

第2章 子どもと子育ての現状と課題

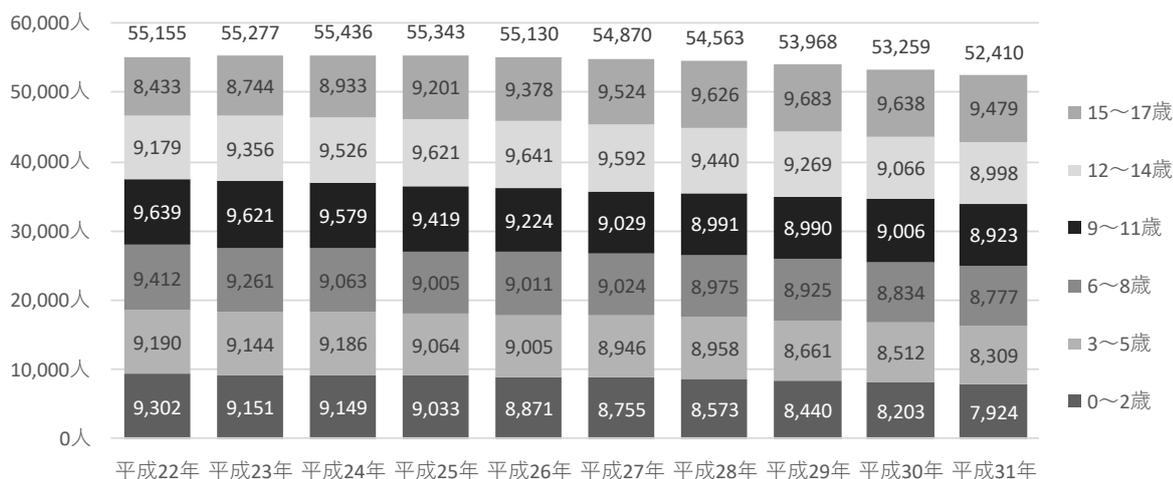
1 数値でみる子ども・子育ての現状

1-1 児童人口等

(1) 児童人口（18歳未満）

本市の児童人口（18歳未満）は、平成31年4月現在で52,410人となっており、平成24年をピークに減少に転じています。児童人口全体では、平成22年（10年前）と比較して、2,745人（減少率5%）減少していますが、とりわけ、0～2歳人口の減少率が14.8%と最も大きくなっています。

0～17歳人口の推移



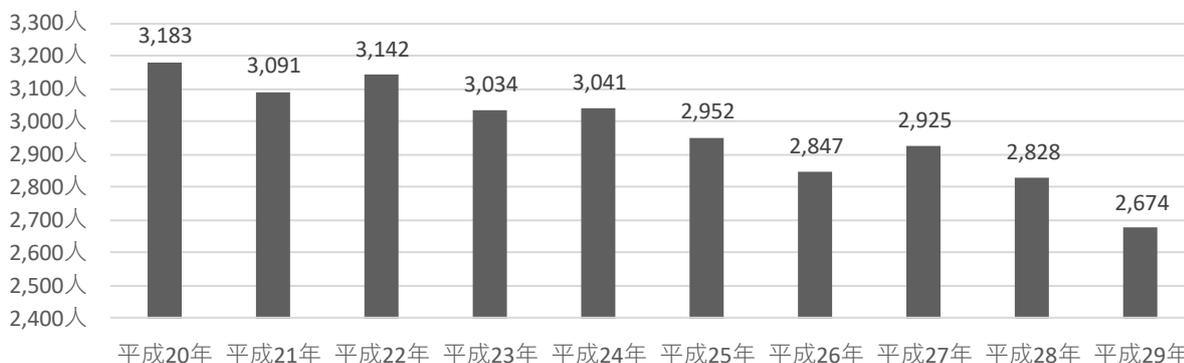
出典：住民基本台帳人口（各年4月1日）



(2) 出生数

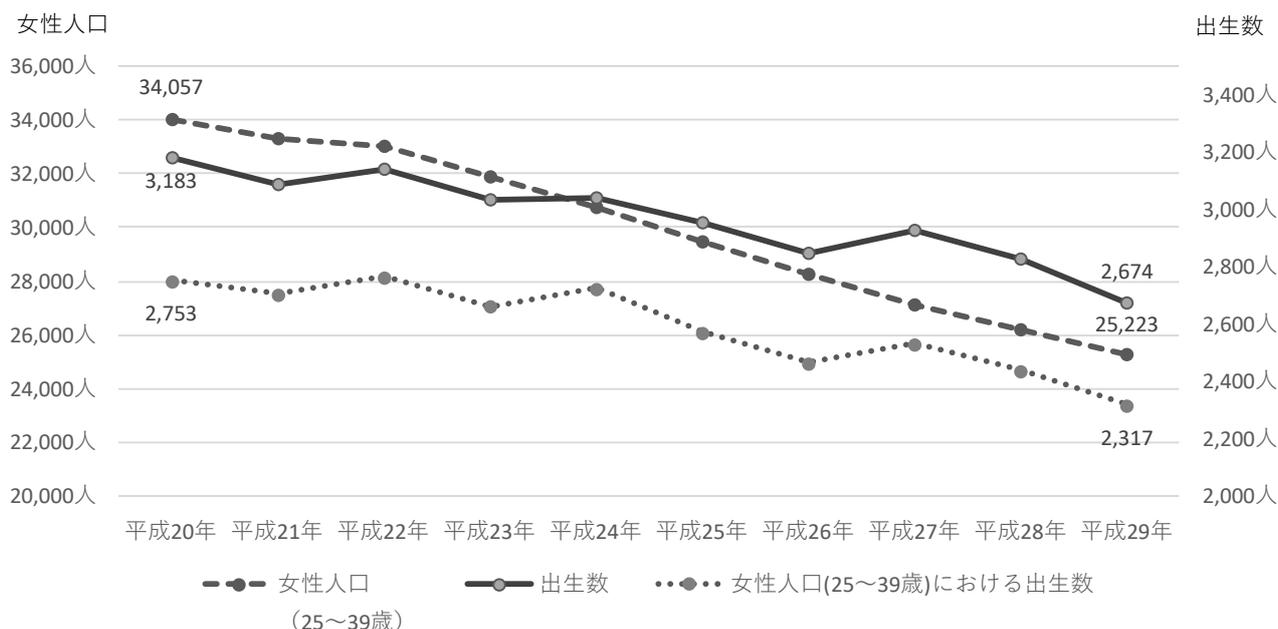
本市の出生数は、平成29年実績で2,674人となっています。平成22年と比較して、468人減少しており、直近10年は25～39歳女性の人口減少に伴い、出生数も減少傾向で推移しています。

出生数の推移



出典：愛知県衛生年報

女性人口と出生数の推移

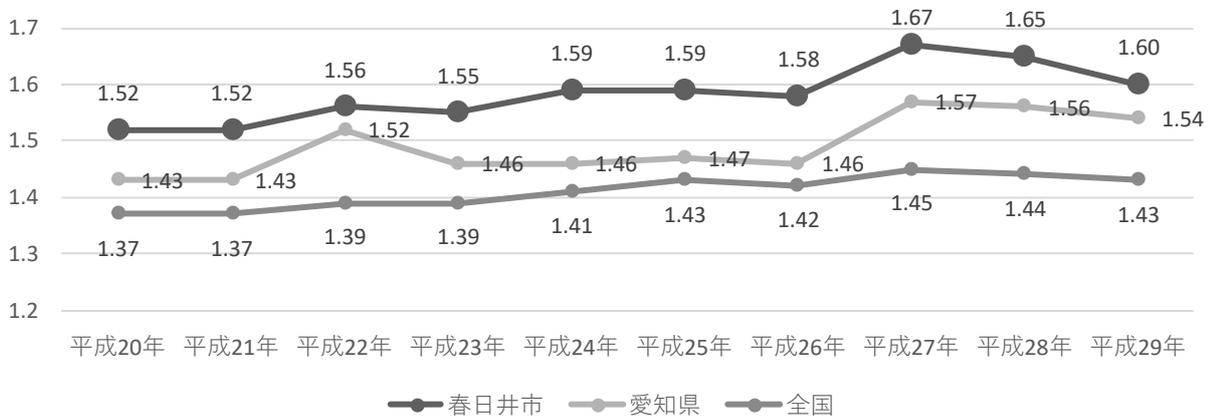


出典：出生数は愛知県衛生年報、女性人口は愛知県統計年鑑「愛知県人口動向調査による」

(3) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成29年実績で1.60となっています。平成22年と比較して0.04ポイント上昇しており、愛知県や全国平均を上回る水準となっています。

社会増減の推移



出典：国、県は人口動態統計、市は春日井市算出

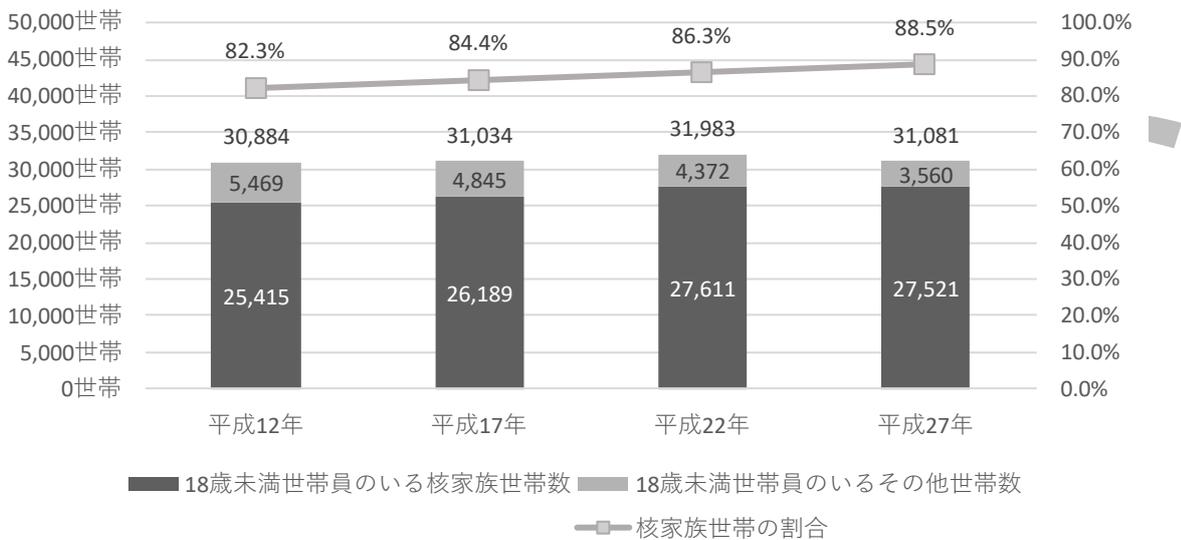
1-2 子育て家庭の状況

(1) 核家族世帯

本市の18歳未満世帯員のいる一般世帯数は、平成27年現在で31,081世帯となっており、そのうち核家族世帯は27,521世帯(88.5%)となっています。

18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯の割合は年々上昇しており、平成22年と比較して2.2ポイント上昇しています。

18歳未満世帯員のいる一般世帯数の推移



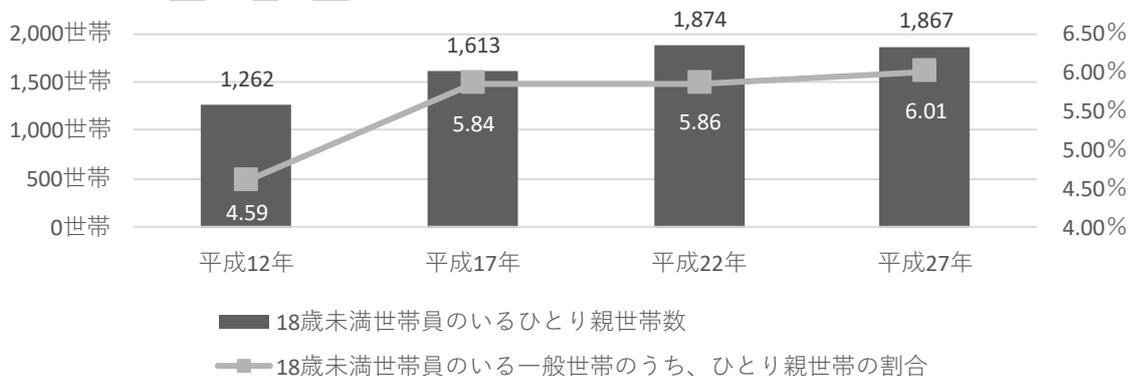
出典：国勢調査（各年10月1日）

(2) ひとり親世帯

本市の18歳未満世帯員のいるひとり親世帯数は、平成27年現在で1,867世帯(6.01%)となっています。

なお、平成30年度に実施したアンケート調査結果によると、ひとり親家庭における祖父母との同居又は近居の割合は、就学前児童世帯及び低学年児童世帯ともに70%以上を占めています。

18歳未満世帯員のいるひとり親世帯数及び割合の推移



出典：国勢調査（各年10月1日）

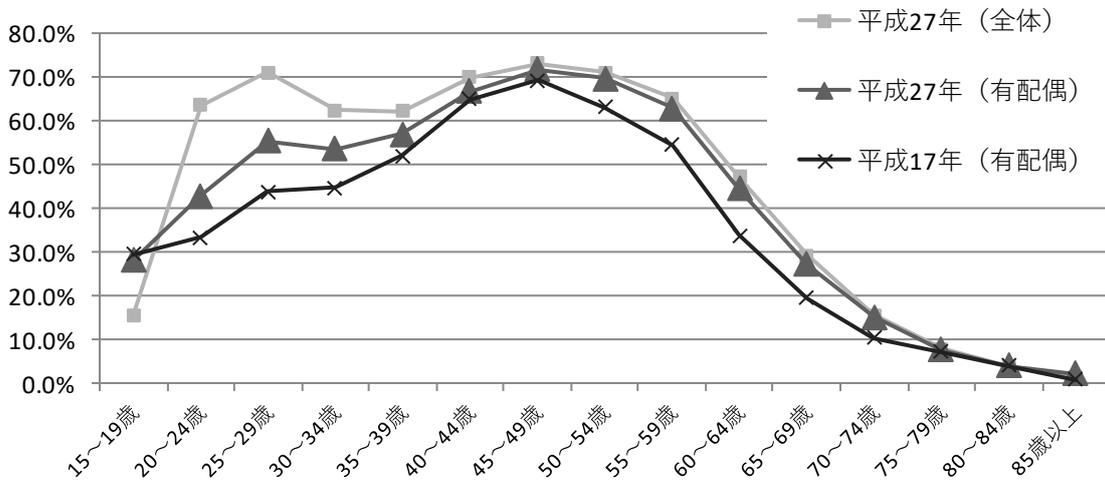
1-3 女性の就業状況

本市の女性（有配偶）の就業率は、多くの年齢階級で上昇傾向となっています。

平成27年における25～44歳の就業率は、女性全体（未婚を含む）では66.5%、女性（有配偶）では59.7%となっており、有配偶の就業率は、愛知県平均（有配偶）の59.4%、全国平均（有配偶）の60.1%と概ね同水準です。

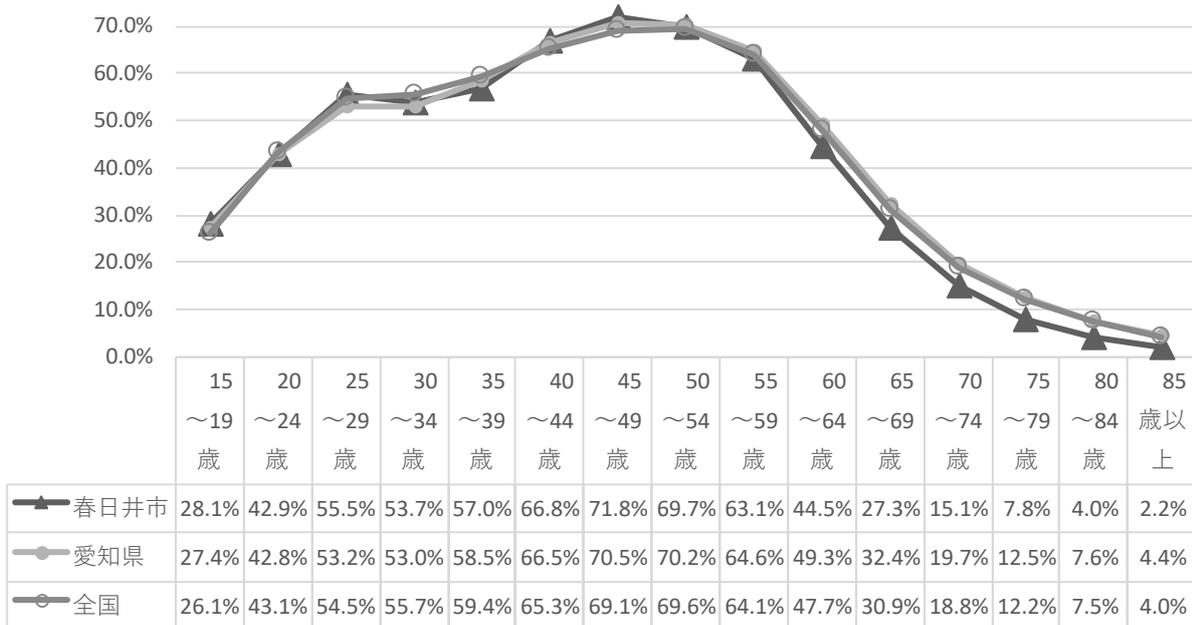
なお、平成30年度に実施したニーズ調査結果によると、就学前児童のいる世帯では、前回調査（平成25年度実施）と比べて、両親ともにフルタイム就労の家庭が増えています。

女性の就業率の推移



出典：国勢調査（各年10月1日）

女性（有配偶）の就業率の比較



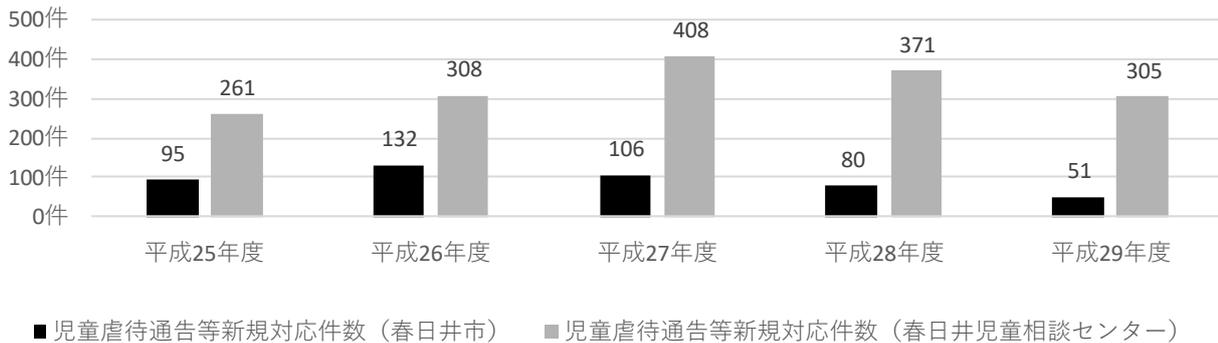
出典：国勢調査（平成27年10月1日）

1-4 配慮が必要な子どもや家庭の状況

(1) 児童虐待対応件数

本市の児童虐待対応件数は、平成29年度実績で市役所対応が51件、児童相談センター対応が305件となっており、年度によって増減が見られます。

児童虐待対応件数の推移



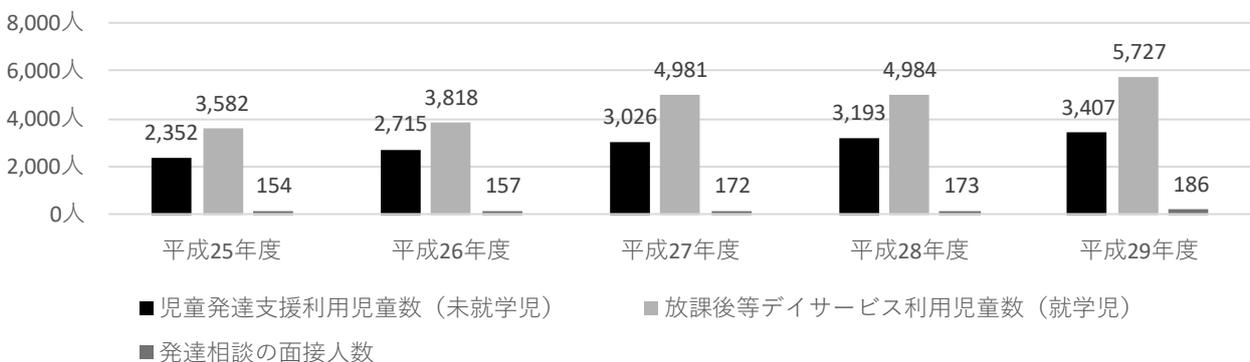
出典：春日井市調べ

(2) 障がいのある子どもの状況

本市の障がいのある子どもの状況を見ると、平成29年度実績で児童発達支援利用児童数が3,407人、放課後等デイサービス利用児童数が5,727人となっており、いずれも増加傾向で推移しています。

また、発達相談の面接人数は、平成29年度実績で186人となっており増加傾向です。

児童発達支援利用児童数等の推移



出典：春日井市調べ

(3) 外国人の子どもの状況

本市の20歳未満の外国人数は、平成27年度現在で605人となっており、20歳未満総人口の1.0%という状況であり、平成17年以降、人数、比率ともに横ばい又は微減となっています。

20歳未満の外国人数の推移

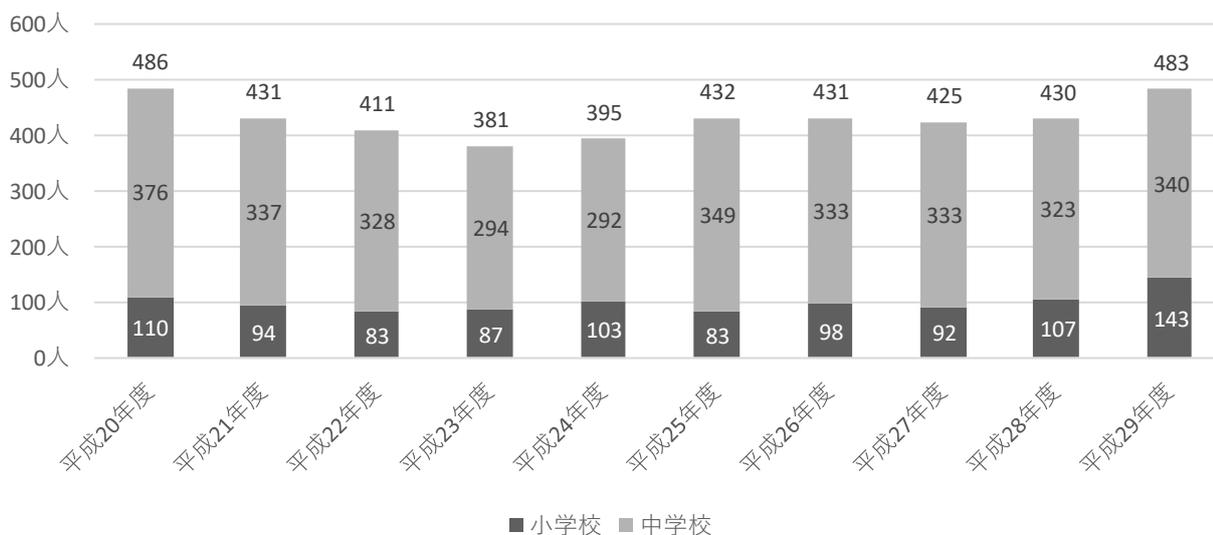
区分	平成17年	平成22年	平成27年
0～4歳	152	159	164
5～9歳	137	149	139
10～14歳	143	142	134
15～19歳	197	161	168
20歳未満外国人合計	629	611	605
20歳未満外国人比率	1.1%	1.0%	1.0%
20歳未満総人口	59,547	60,453	59,264

出典：国勢調査（各年10月1日）

(4) 不登校児童の状況

本市の30日以上不登校の児童・生徒数は、平成29年度実績で小学生143人、中学生340人、計483人となっており、小学生はここ10年で最も多い人数となっています。

30日以上不登校の推移



出典：春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果（抜粋）

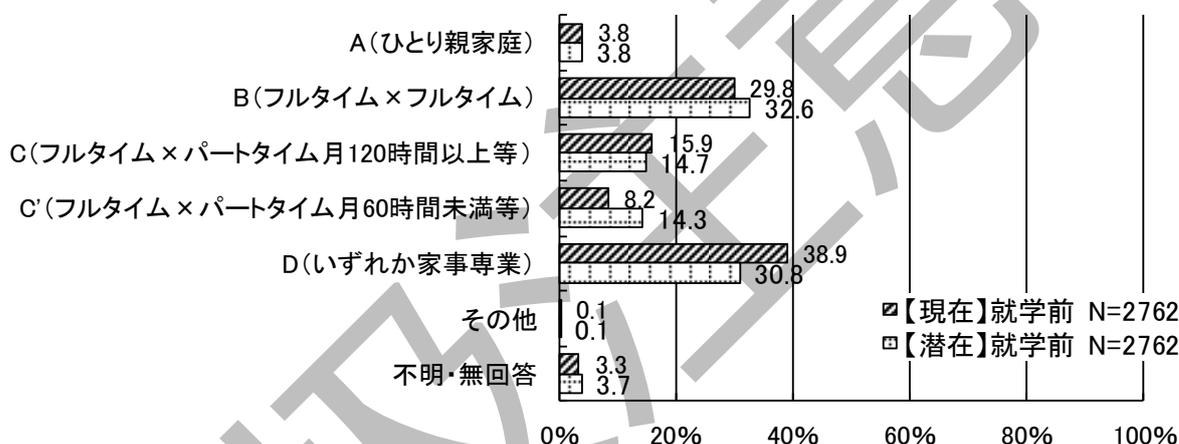
子育て中の市民の現状や意見、子育て支援に関するニーズなどを把握するため、2018（平成30）年度に「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

（1）子育ての状況

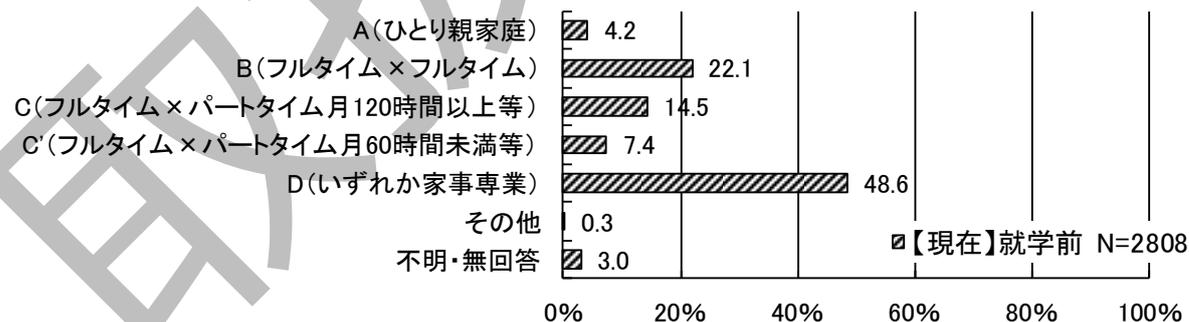
保護者の就労状況

就学前では、前回調査（平成25年度実施）と比べて、両親のいずれかが家事専業という家庭の割合が減る一方、両親ともにフルタイム就労の割合が増えており、一日当たりの平均就労時間も延びている状況です。

【就学前】



【参考 前回調査】



《1日当たりの平均就労時間》

	今回調査		【参考】前回調査	
	就学前	低学年	就学前	低学年
①母親	7.28時間	6.50時間	6.41時間	5.72時間
②父親	10.81時間	10.58時間	10.03時間	10.56時間

※家庭類型について

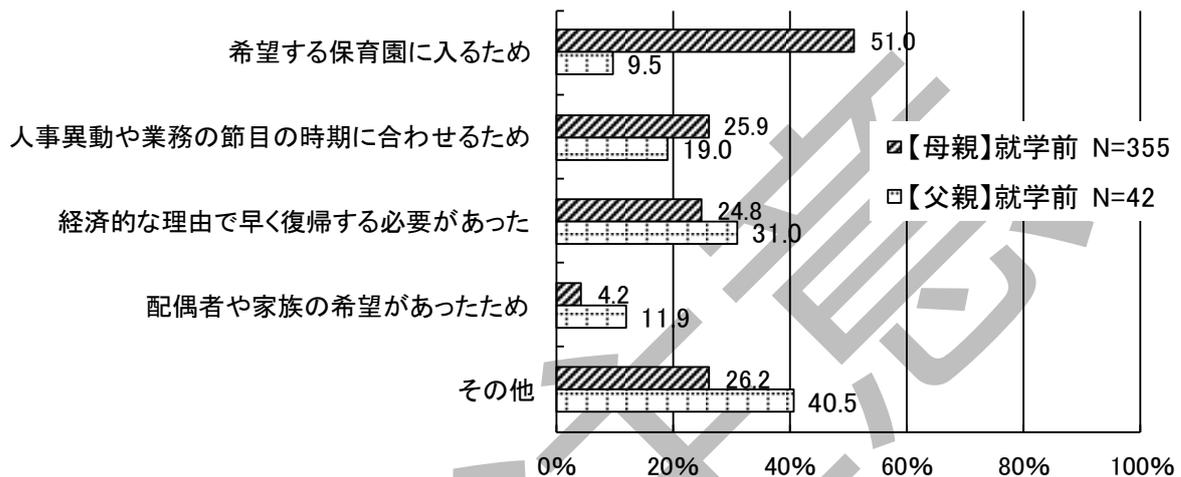
家庭類型は、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（平成26年1月）」に基づき、調査に回答した保護者における配偶者の有無や就労状況等で、家庭を分類したものです。

【現在】は現在の状況で、【潜在】は保護者の今後の就労意向（フルタイムに転換したい、就労したい等）を反映したものとなっており、未就学でパートタイム就労の場合は、短時間（8時間）の保育認定における一月当たり就労時間の下限（本市の場合は月60時間）等で分類しています。

育児休業取得後における職場への復帰について、希望より早く復帰した理由は、母親の5割以上が「希望する保育園に入るため」となっています。また、希望より遅く復帰した理由は、母親の8割以上が「希望する保育園に入れなかったため」となっており、次いで「子どもをみってくれる人がいなかったため」が約3割と続いています。

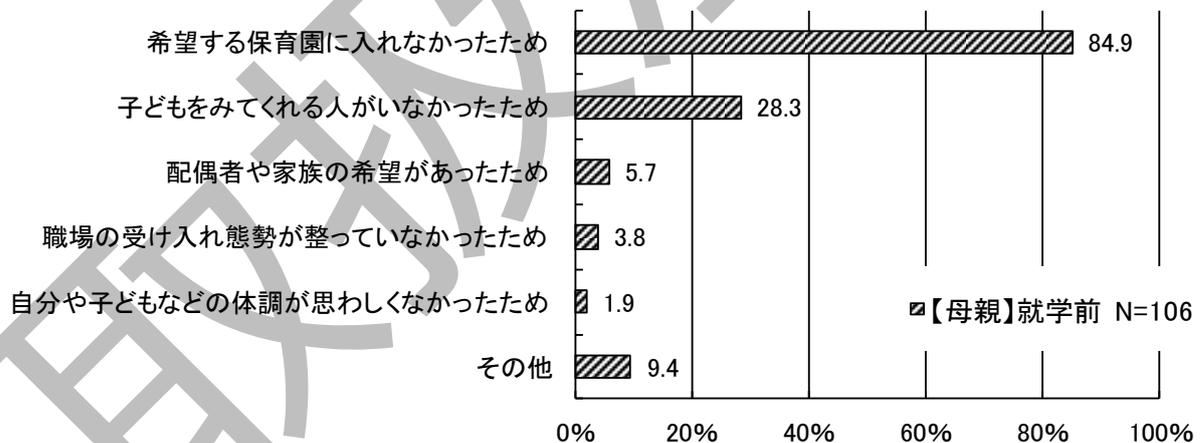
① 「希望」より早く復帰した理由

【就学前】



② 「希望」より遅く復帰した理由

【就学前】



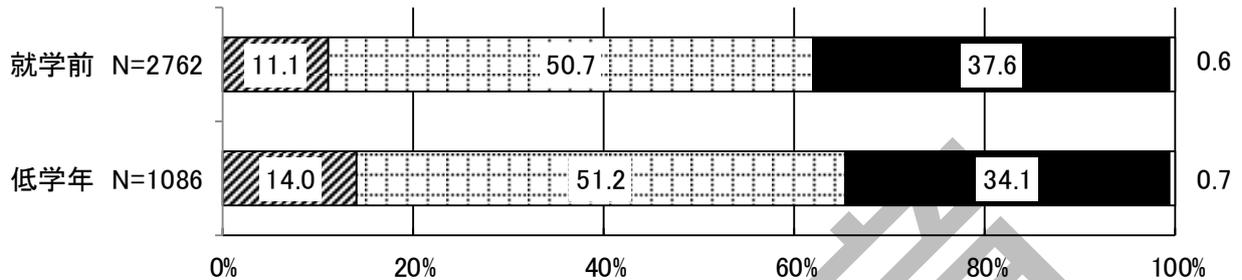
【自由意見（抜粋）】

- 土曜一日保育をしてほしい。
- 育休退園はおかしい。
- 就労予定で保育園に入れず、幼稚園に通うしかなかった。
- 就労予定でも保育園に入れたい。

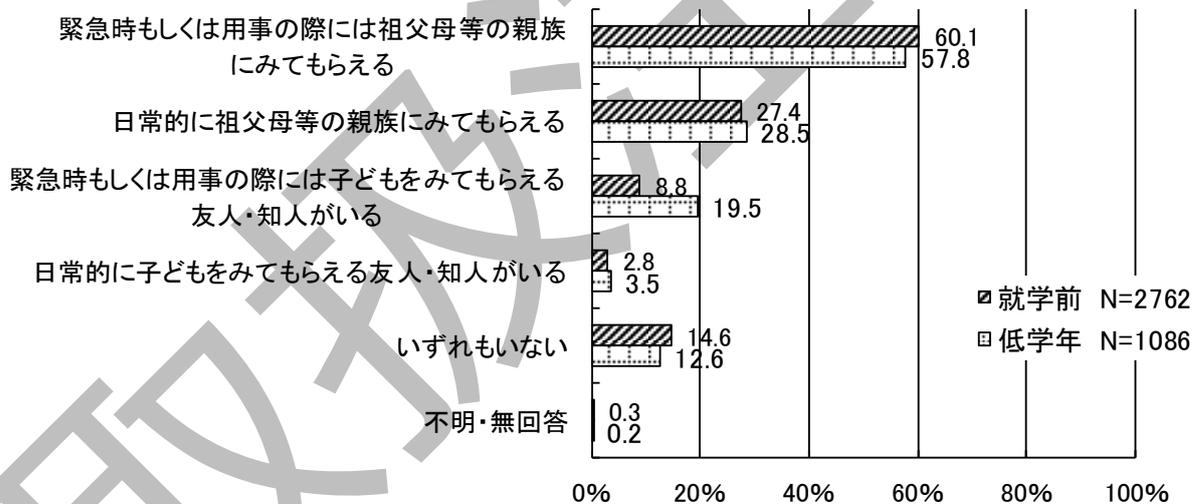
祖父母との同居等の状況

6割以上の保護者は祖父母が近くに住んでいる一方で、3割以上の保護者は、近くに祖父母が住んでおらず、子どもをみてもらえる親族・知人がいずれもない人の割合も増加しています。

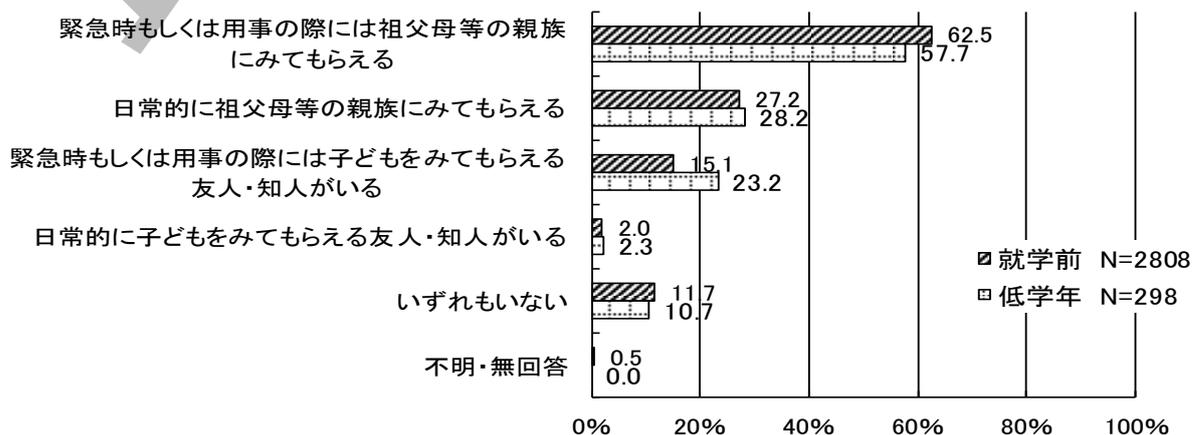
【就学前】 【低学年】



- ▨ 祖父母のいずれかと同居
- ▤ 祖父母のいずれかが近くに住んでいる(車や公共交通機関の利用でおおむね15分以内)
- いずれの祖父母も近くにいない(亡くなっている場合を含む)
- 不明・無回答



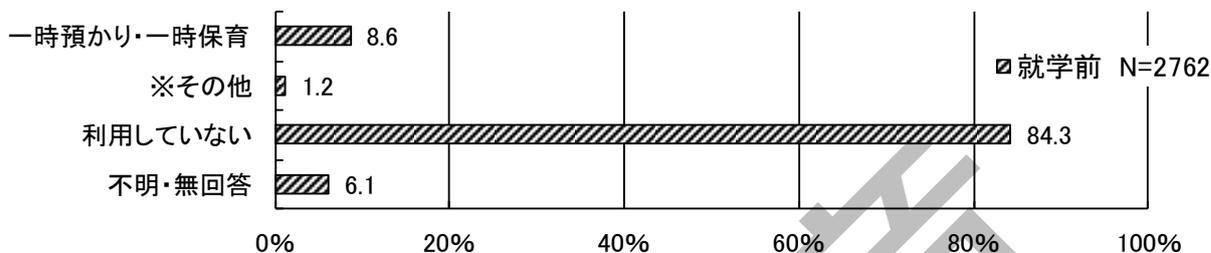
【参考 前回調査】



不定期の保育や一時的な預かり等の利用

「一時預かり・一時保育」の利用率は、就学前の約1割（8.6%）となっており、希望した日に利用できなかったことが「ある」という方が約4割となっています。

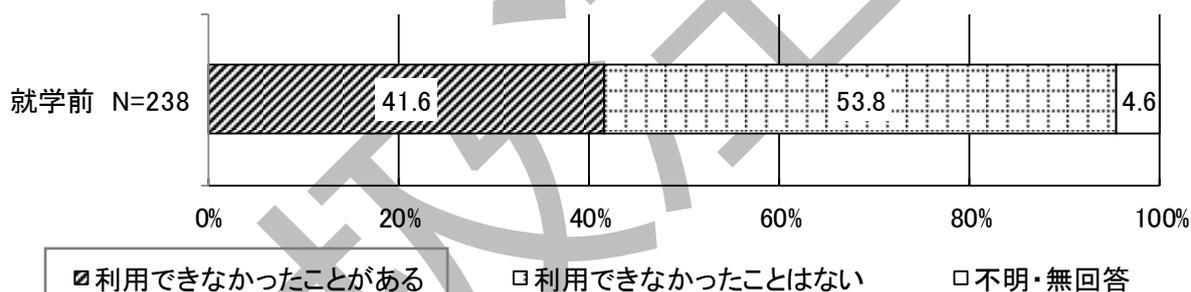
【就学前】



※「その他」との回答の具体的な内容は、児童発達支援、職場の託児所、認可外保育施設等

《年間平均利用日数》

一時預かり・一時保育	18.31日
その他	19.82日



利用できなかった日数(年間平均)	6.49日
------------------	-------

【自由意見（抜粋）】

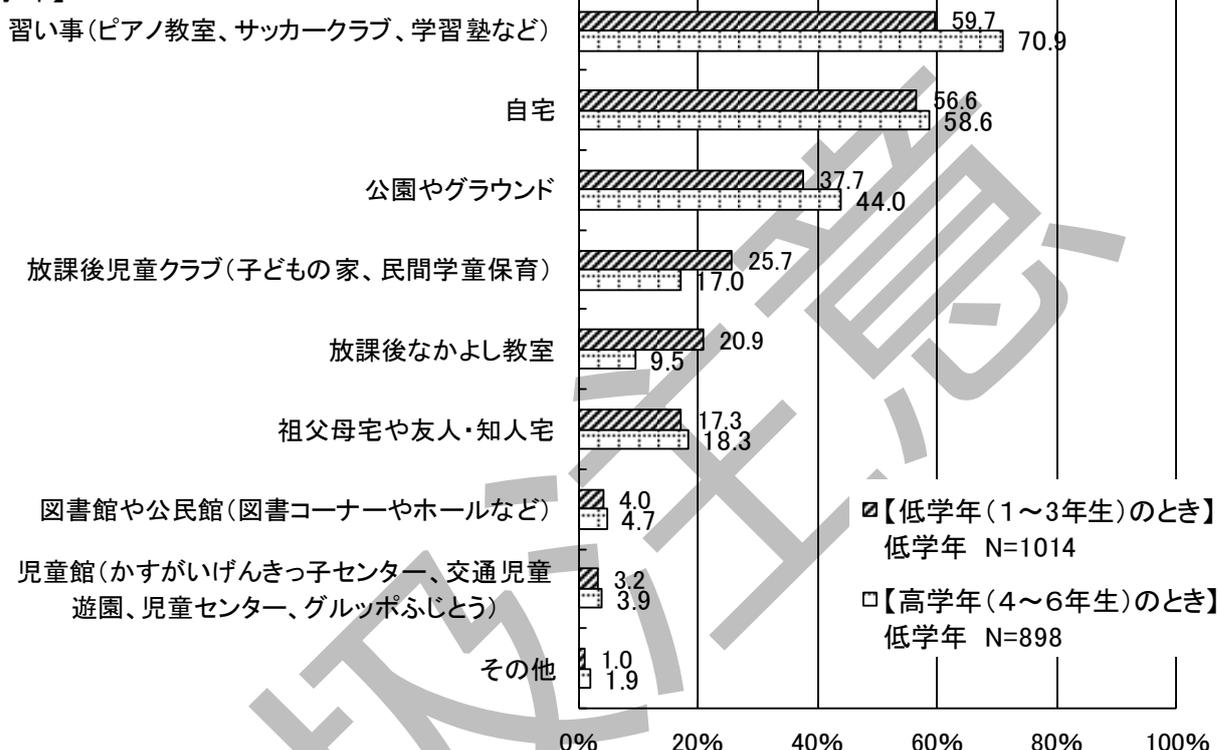
- 一時預かりや一時保育の予約がいっぱいで、利用したいときにできない。
- 第2子妊娠中に一時預かりが利用できなかった。
- 申込み者が殺到していると聞き、気軽に申込みにくい。
- 一時預かりをもっと増やしてほしい。
- 育児中、1時間でも子どもを預け気軽に休める場所ができるとよい。

放課後の過ごし方

低学年児童の保護者が子どもについて放課後の時間を過ごさせたい場所として、「習い事」や「公園・グラウンド」での希望は、実際に過ごす割合より高くなっており、「習い事」の希望は約6～7割、「公園・グラウンド」の希望は約4割となっています。

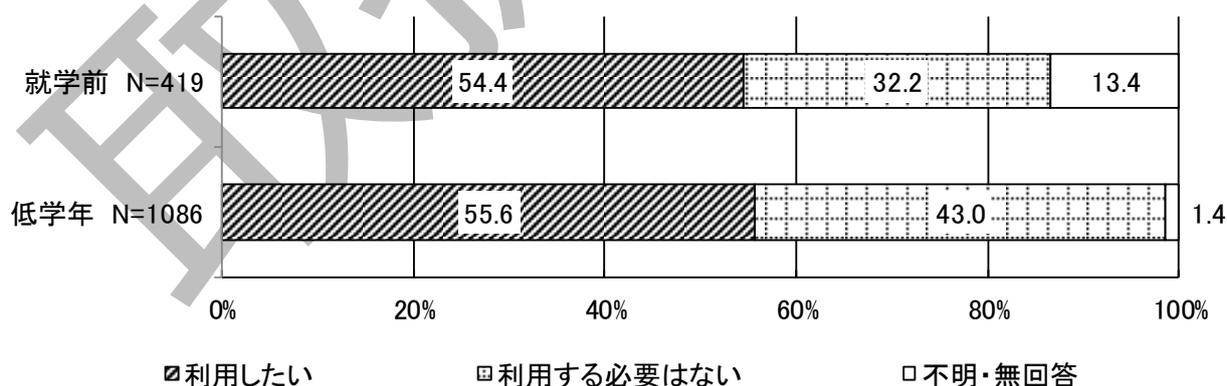
また、放課後児童クラブの利用希望は、低学年時は25.7%、高学年時は17%となっており、長期の休暇期間中の利用希望も高くなっています。

【低学年】



長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望

【就学前】 【低学年】



【自由意見(抜粋)】

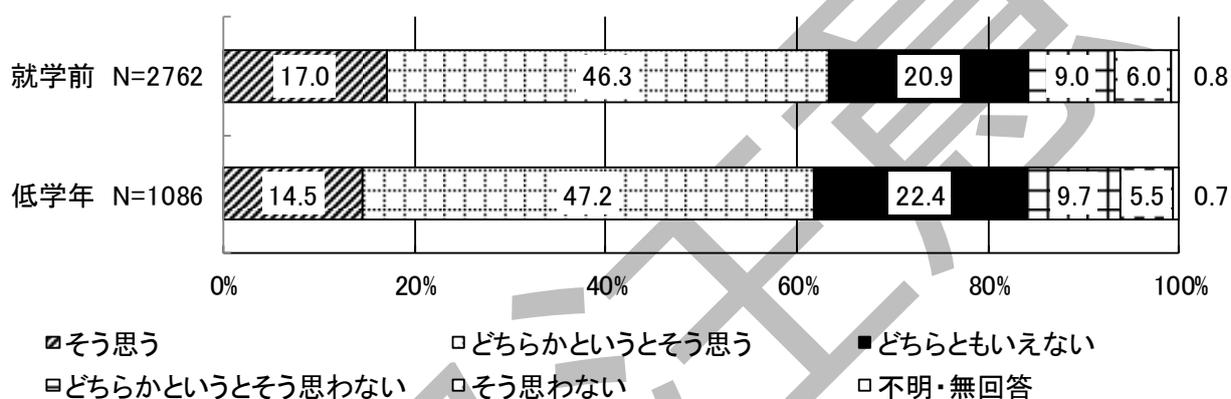
- 夏休みの居場所が心配(一人にすることを悩む)、7時30分から開設してほしい。
- 学童保育の定員を拡大してほしい。
- 公民の利用料や保育の質の違いに不安を感じる。
- 放課後の部活動があるとよい。
- 以前住んでいたところは、小学校区ごとに学童保育と併設した児童館があって利用しやすかった。

(2) 子育てについての考え方や感じていること

春日井市は子育てしやすいまちだと思うか

春日井市を子育てしやすいまちだと肯定的に評価している人は、就学前、低学年ともに約6割（就学前63.3%、低学年61.7%）となっており、子育てへ両親ともに関わっていたり、親族・知人の関わり方が深かったりする場合などは、子育てが「楽しいと感じるときの方が多い」結果となっています。

【就学前】 【低学年】



【就学前 年齢別等】

		回答者数	楽しいと感じるときの方が多い	楽しいと感じるときとつらいと感じるときが同じくらい	つらいと感じるときの方が多い	その他	わからない・不明・無回答
全体		2762	60.0%	32.8%	4.0%	1.4%	1.8%
お子さんの子育てを主にやっている方	父母ともに	1181	64.4%	29.4%	2.7%	1.2%	2.3%
	主に母親	1529	56.7%	35.4%	5.0%	1.4%	1.5%
	主に父親	10	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	主に祖父母	16	56.2%	37.5%	6.3%	0.0%	0.0%
	その他	8	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%
子育てが、地域の人々や地域社会に支えられていると思うか	そう思う	424	70.3%	26.2%	1.4%	1.4%	0.7%
	どちらかというと思う	1123	63.8%	30.7%	3.0%	1.2%	1.3%
	どちらかというと思わない	516	51.7%	39.1%	5.2%	1.7%	2.3%
	そう思わない	369	49.6%	35.8%	10.6%	1.6%	2.4%
	わからない	321	59.3%	35.2%	0.9%	1.2%	3.4%

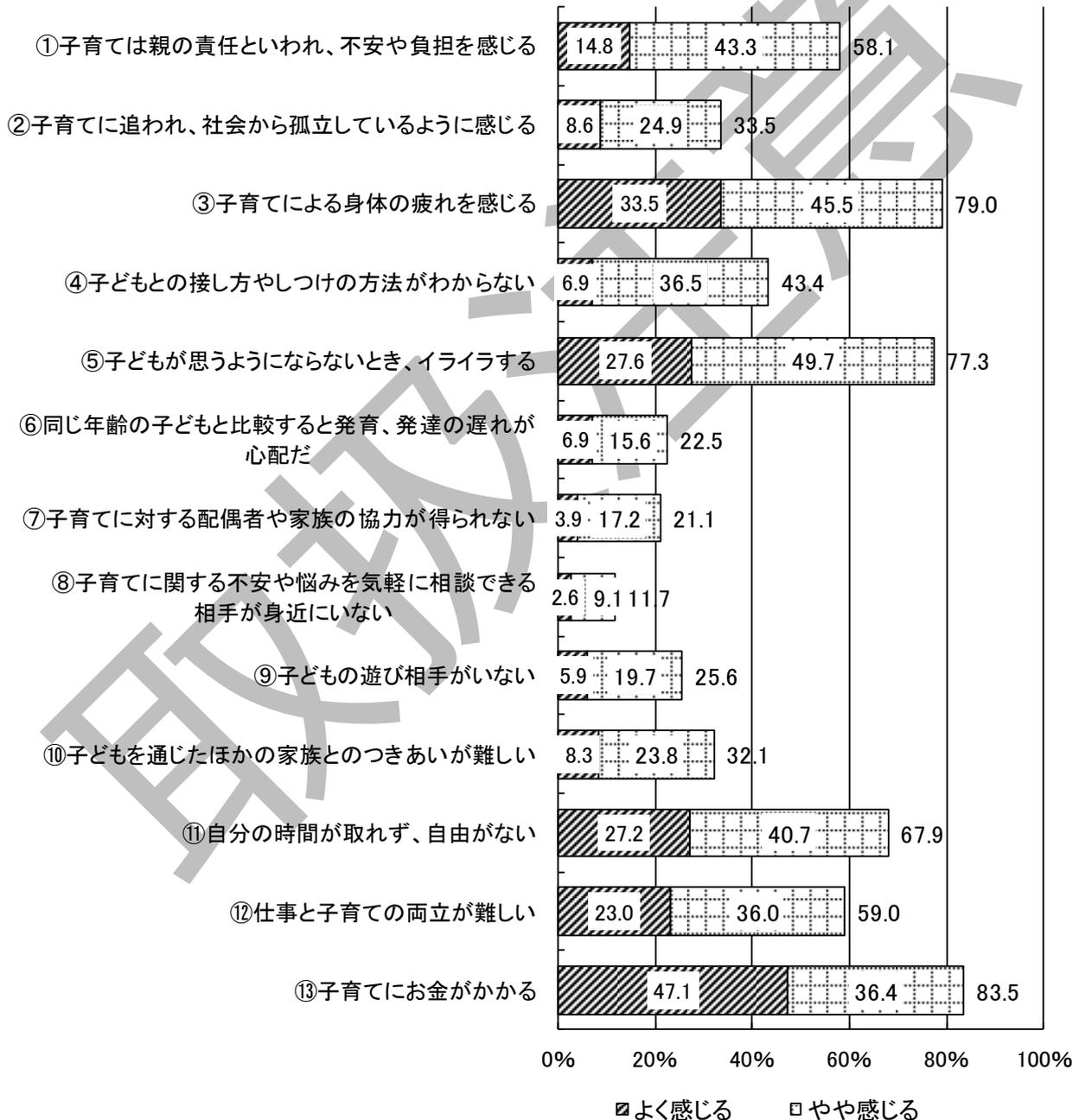
子育てする上で不安に感じること

就学前は、約8割の人が「子育てにお金がかかる」、「子育てによる身体の疲れを感じる」と感じており、「子どもが思うようにならないとき、イライラする」などが続いています。

また、低学年では、8割以上の人が「子育てにお金がかかる」、「子どもが思うようにならないとき、イライラする」と感じており、7割が「子育てによる身体の疲れを感じる」と感じています。

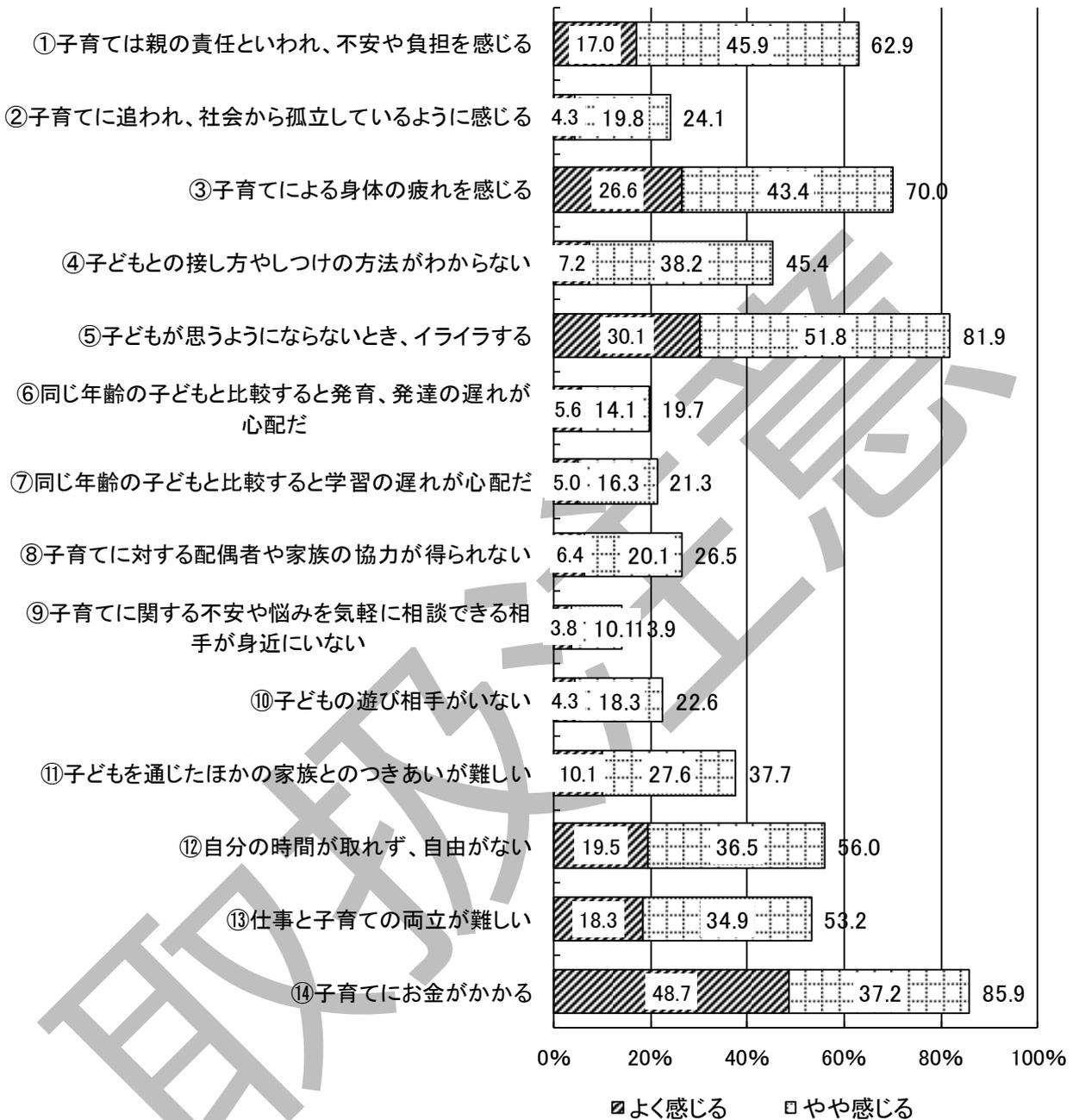
【就学前】

就学前 N=2762



【低学年】

低学年 N=1086



【自由意見（抜粋）】

- 産後ヘルプ事業がほしい。
- 女性は話をするだけでも心が軽くなる。
- 双子育児は大変。多胎児の家庭をフォローしたり、支援してくれる事業や場所、人材が充実するとよい。
- 総合保健医療センターや保健センターで、子育ての常時相談窓口を開設してほしい。

3 現状から見えてくる課題

➤ 子育ての負担感や不安の軽減

[現状分析]

- ✓ 核家族化は徐々に進展
- ✓ 子育てに不安や負担を感じている保護者は約 6 割
- ✓ 子育てによる疲れを「よく感じる」人は就学前児童の保護者は 33.5 ポイント、低学年の保護者は 26.6 ポイント
- ✓ 子どもが思うようにならないときにイライラを感じている人は、就学前児童・低学年児童の保護者とも約 8 割



[課題] ますます増加する子育ての負担感や不安を軽減する取組みが必要

- ◇ 気軽に相談できる体制とそれぞれの環境に応じたきめ細やかな支援の充実
- ◇ リフレッシュできる環境の拡充

➤ 保育需要は依然高く、具体的な確保策が必要

[現状分析]

- ✓ 築〇〇年を超える保育園は〇〇箇所
- ✓ 保育園の需要のうち、1・2歳は年々増加
- ✓ 過去5年間で、〇〇件の保育園が新設
- ✓ 母親の平均就労時間は、長くなっている
- ✓ 職場への復帰のタイミングは、「希望する保育園に入るため」が多い。



[課題] 保育環境の整備

- ◇ 保育園の老朽化への対応
- ◇ 保育時間の検討（延長保育、一時保育、土曜日保育）
- ◇ 保育の質の確保

➤ 放課後児童の多様な居場所の確保が必要

[現状分析]

- ✓ 保護者が放課後に過ごさせた場所は、就学前児童の保護者の希望が高い順から「習い事」「自宅」「放課後児童クラブ」「放課後なかよし教育」「公園やグラウンド」、低学年児童の保護者で「習い事」「自宅」「公園やグラウンド」「放課後児童クラブ」「放課後なかよし教室」
- ✓ 低学年児童の保護者の夏休み期間の放課後児童クラブの希望開始時間は、6時台が0.2ポイント、7時台が11.5ポイント、8時台が77.5ポイント
- ✓ 低学年児童の保護者の夏休み期間の放課後児童クラブの希望終了時間は、18時台が30.5ポイント、19時台が1.9ポイント
- ✓ 低学年児童の保護者の平日の放課後児童クラブの利用希望は25.7ポイント、夏休みの利用希望は55.6ポイント（29.9ポイント上昇）
- ✓ 公設と民間児童クラブの利用料金の差は、月額で500～8,000円（比較的料金が高い2クラブを除く）



[課題] 放課後子どもの居場所の充実

- ◇ 増加する放課後の需要への対応。1年で最も需要が高い夏休みの対応
- ◇ 民間児童クラブ利用環境の向上
- ◇ 開設時間の検討
- ◇ 放課後の多様な居場所の提供

➤ 不登校児童に対する学力維持や居場所の提供等の取組みが必要

[現状分析]

- ✓ 全国的に不登校・引きこもりが増加しており、春日井市においても年間30日以上の不登校児童が増加（H28 430人 ⇒ H30 545人）
- ✓ 平成30年度の不登校のうち中学生は377人（約7割）
- ✓ 不登校児童の家庭等には、スクールソーシャルワーカーも支援しており、H30年度の延べ支援件数は125件



[課題] 不登校・ひきこもり児童への切れ目のない支援が必要

- ◇ 学校への復帰支援
- ◇ 復帰できない子どもへの支援
- ◇ 情報共有をはじめとする学校と支援団体等との連携

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

子ども・子育て支援においては、子どもにとっての最善の利益が尊重され、すべての子どもの健やかな成長につながる事が大切です。

子ども・子育てを取り巻く環境は、少子高齢化のさらなる進行や世帯の細分化、女性の就業率の上昇など、大きく変化しており、子ども・子育て支援には、より包括的で多様なものが求められる状況となっています。

本市が平成27年3月に策定した第1期の「新かすがいっ子未来プラン」では、子ども・子育て支援法の基本理念にある“子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識”を前提としつつも、地域住民や関係機関・団体、民間事業者、そして行政が一体となって、子育てや子どもの育ちを支えていくことが大切であるとし、『子はかすがい、子育てはかすがい』を計画の基本理念としました。

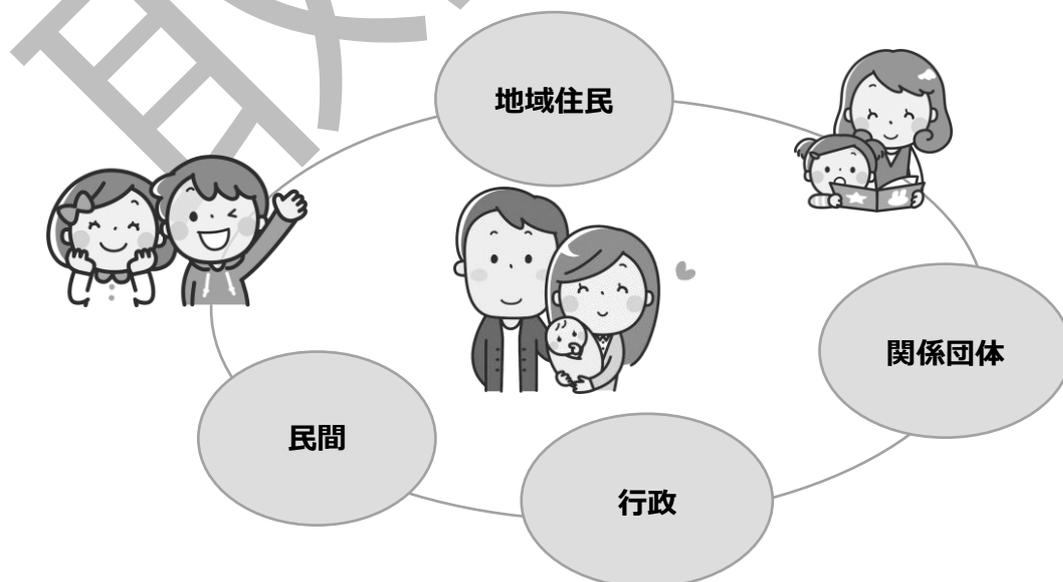
また、本市は平成28年3月に「子はかすがい、子育ては春日井」宣言を行い、この宣言に基づき、子育て施策の一層の充実を図り、子育て世代を始めとする全ての世代の「暮らしやすさ」の向上を図っています。

第2期においても、この基本理念を踏襲し、すべての子どもがいきいきと育ち、すべての子育て家庭がいきいきと過ごせるまちを今後も引き続き目指していきます。

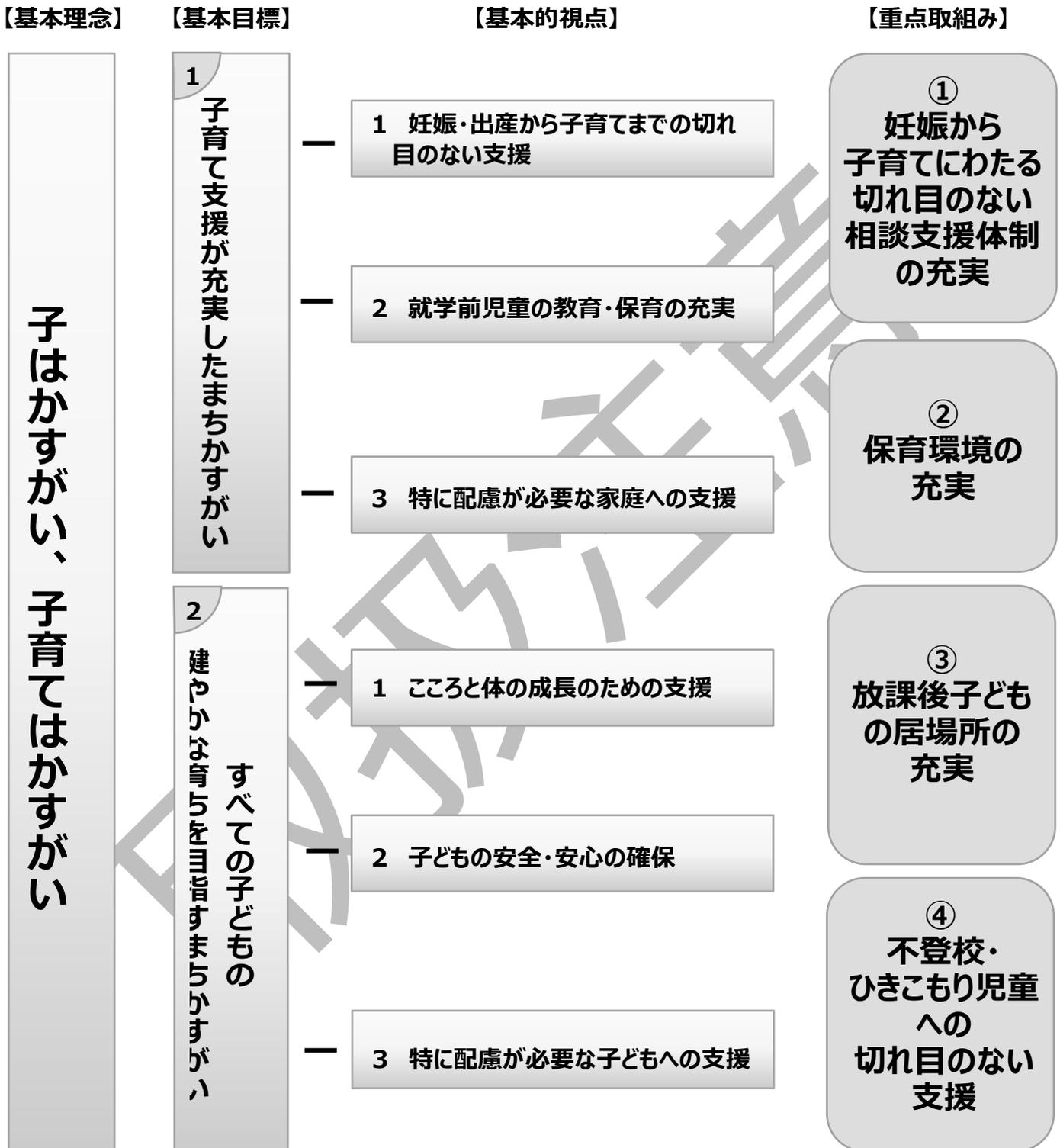
計画の基本理念

『子はかすがい、子育てはかすがい』

～子どもは地域の宝、子どもも親もいきいきと暮らすまち～



2 基本目標と基本的視点



3 重点取組み

本計画では、2つの基本目標とは別に、アンケート調査結果や第1期計画の進捗状況等に応じた重点的な取組みを設定します。

重点① 妊娠から子育てにわたる切れ目のない相談支援体制の充実

子育て家庭の核家族化の進展や、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加により、子育ての負担感は増加しており、これまでも増して、当事者に寄り添った支援が求められています。

市では、他自治体に先がけて、平成21年度に青少年子ども部を設置し、母子保健と子育て支援が一体となった妊娠期から出産、子育て期に至る切れ目のない支援に取り組んでおり、子育て世代包括支援センターは、平成27年に国がその役割を位置づける以前から、母子保健（妊娠、出産期）と子育て支援が一体となった切れ目のない支援に取り組んできました。

しかしながら、子育て家庭の核家族化や、女性の就業率上昇による共働き家庭の増加により、子育ての負担感は近年ますます増加しており、より一層、当事者に寄り添った相談体制や支援が必要となっています。

そのため、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を実施する子育て世代包括支援センターのあり方を見直すとともに、児童虐待など子どもを取り巻く環境へのアプローチが円滑になるよう専門職を配置し、関係機関との連携を推進します。

◆◆現状◆◆

- 3割以上の保護者は近くに祖父母が住んでおらず、子どもをみてもらえる親族・知人がいずれもない人の割合が増加（平成30年度 子ども・子育てに関するアンケート調査）
- 「子育ては親の責任といわれ、不安や負担を感じる」、「仕事と子育ての両立が難しい」という不安を抱えている割合は就学前児童、低学年児童の保護者ともに半数以上（平成30年度 子ども・子育てに関するアンケート調査）
- 「子育てに関して気軽に相談できる先」として「子育て世代包括支援センター（子ども政策課）」をあげたのは、未就園児世帯においてわずか1.5%（平成30年度 子ども・子育てに関するアンケート調査）

◆◆主な取り組み◆◆

- i 子育て世代包括支援センター事業の見直し
- ii 子ども家庭総合支援拠点の設置
（子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員の配置）

重点② 保育環境の充実

老朽化する公立保育園の再整備を計画・実施するとともに、幼児期の教育・保育の重要性を認識し、各施設の特長を活かした教育・保育を推進します。また、小規模保育事業所等の巡回指導及び施設における事故等の安全情報の共有を図ります。

◆◆現状◆◆

◆◆主な取り組み◆◆

- i 老朽化する公立保育園の再整備の計画、実施
- ii 延長保育、一時保育実施園の拡充

重点③ 放課後子どもの居場所の充実

女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加などにより、放課後の子どもたちの居場所に対する需要は年々高まっています。本市では、高まる需要に対し、放課後児童クラブ（子どもの家）の他に、放課後子供教室（放課後なかよし教室）学校のある日はほぼ毎日開設するなど、子どもたちの安全で安心な居場所を確保してきました。

また、1年を通して一番需要が高まる夏休みには、定員に空きのある子どもの家を活用した期間限定の利用を実施するとともに、令和元年度からは「サマー・スクールかすがい」を市内5か所で開設するなど、子どもたちの安全で安心な居場所の提供に努めてきました。

しかしながら、地区によっては待機児童が発生しており、そのような地区には民間児童クラブの参入を促進し、最大限活用されるよう、その運営を支援してきました。また、民間児童クラブと公設のクラブとの利用料金の差を少なくする取り組みも実施し、民間児童クラブ利用者の負担軽減を図ってきました。

今後も、地区ごとの需要量の動向を注視しながら、教育委員会や民間事業者と連携した放課後の子どもの居場所の充実を図るとともに、児童館、図書館に加えて他の公共施設を放課後や休日の安全で安心な居場所として提供していくことを検討します。

◆◆現状◆◆

- 地域によって待機児童や令和元年度に夏季限定子どもの家を申し込んだが利用できなかった児童が発生している（令和元年5月1日現在の待機児童数は16名。夏休みに夏季限定子どもの家を申し込んだが利用できなかった児童が88名）
- 民間児童クラブに空きがあっても利用していない児童が存在している
- 平成30年度に実施した子ども・子育てに関するアンケートの自由意見では、「子どもが自ら遊びに行ける児童館が欲しい」「雨の日でも遊べる（身体が動かされる）施設が欲しい」などの意見が見られた。

◆◆主な取り組み◆◆

- i 子どもの家、放課後なかよし教室、サマー・スクールかすがいの連携
- ii 放課後児童クラブの充実、拡充
- iii 民間児童クラブ利用者への支援の拡充
- iv 子どもが自由に行くことができる児童館等の居場所の整備、交通児童遊園の再整備

重点④ 不登校・ひきこもり児童への切れ目のない支援

市では、不登校児童への対策として、「春日井市いじめ・不登校対策協議会」や「いじめ・不登校相談室」を設置し、不登校に関する諸問題を協議し、児童生徒・保護者からの相談に応じ、発生防止、早期解決に努めるとともに、適応指導教室「あすなろ教室」により、学校復帰を支援してきました。また、平成 23 年 4 月には、子ども・若者総合支援地域協議会を設置し、「子ども・若者支援部会」において、不登校や引きこもりを支援している関係者が情報共有し、連携を強化する取組みを開始しました。

しかしながら、全国的に不登校児童が増加する中、本市においても 30 日以上の不登校児童は増加しており、不登校・引きこもり対策の一層の充実が求められており、学力維持や居場所の提供等について、市教育委員会だけでなく、地域やその他関係機関が連携し、不登校やひきこもりの要因や年齢に応じた切れ目のない支援の仕組みを組織横断的に検討していきます。

◆◆現状◆◆

◆◆主な取り組み◆◆

- i 不登校・ひきこもり支援のネットワークづくり
- ii 学校復帰支援の充実
- iii 民間団体と連携した学習機会の提供を検討

4 施策の体系

基本理念		「子はかすがい、子育てはかすがい」								
基本目標		子育て支援が充実したまち かすがい								
基本的視点		妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援			就学前児童の教育・保育の充実		特に配慮が必要な家庭への支援			
具体的施策	妊娠・出産期	妊娠・出産・子育ての不安の軽減	母子の健康の確保	育児力の向上支援	市民や地域による子育て支援の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進	就学前児童の教育・保育の提供	多様な保育事業の提供	児童虐待の防止と社会的養護	ひとり親家庭の自立支援、子どもの貧困の連鎖の防止
	乳幼児期									
	小学生									

～子どもは地域の宝、子どもも親もいきいきと暮らすまち～

すべての子どもの健やかな育ちを目指すまち かすがい

こころと体の成長のための支援

子どもの安全・安心の
確保

特に配慮が必要な子どもへ
の支援

学び・体験する機会の提供

学習環境・生活環境の向上

放課後児童の居場所の確保

非行防止活動の推進

いじめ・不登校への対応

青少年団体への支援

防犯・交通安全の取組み

防災・防火の取組み

障がいがある子どもへの支援

外国人の子どもへの支援

耳熟能详的生意